参考（その４）

選挙運動用自動車の運転手雇用契約書

　令和　年　　月　　日執行（湯前町議会議員一般選挙）・（湯前町長選挙）候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は、公職選挙法第１４１条の規定による選挙運動用自動車の運転手の雇用について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで　　　日間

２　契約金額　　　　　　　　　　　　円　（１日につき　　　　　　　　円）

３　運転する自動車の登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、湯前町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、湯前町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は湯前町に請求できない。

　甲及び乙は、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和年月日

　　　　　　　　　　甲　　（湯前町議会議員一般選挙）・（湯前町長選挙）候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印